

選挙人名簿を閲覧される方へ

選挙人名簿は公職選挙法第 28 条の 2 の規定により閲覧することができます。

■閲覧できる場合は次の3つの場合のみです。

- (1) 特定の者が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認する場合
- (2) 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行う場合
- (3) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施する場合

■閲覧できる時間と場所

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 平戸市選挙管理委員会事務局

※ただし、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日等)は除きます。

また、選挙期日の公示日(告示日)から選挙期日の 5 日後までは除きます。

■申請の方法

閲覧をしたい場合は、事前に平戸市選挙管理委員会(TEL0950-22-9171)まで問い合わせいただき、日時を調整し、選挙人名簿閲覧申出書等を郵送または持参してください。

■提出いただく書類

(1)の場合

- ・選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認) 様式第1号

(2)の場合

○公職の候補者等が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合

- ・選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動) 様式第2号
- ・候補者閲覧事項取扱者に関する申出書 様式第3号
- ・公職の候補者となろうとする者であることを示す資料(現職の場合は不要です。)

(政治活動用チラシ・ポスター、政治活動事務所表示にかかる証票交付申請書の写し、供託証明書の写し、政党その他の政治団体への公認申請書・公認書の写し、新聞記事など)

○政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合

- ・選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動) 様式第2号
 - ・承認法人に関する申出書 様式第4号
 - ・政治団体設立届出書の写し
 - ・政治活動の実績を示す資料(現職が所属する政治団体は不要です)
- (予算書・事業計画書、前年の収支報告書の写し、機関紙等)

(3)の場合

- ・選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究) 様式第5号
- ・個人閲覧事項取扱者に関する申出書 様式第3号
- ・調査研究の概要・実施体制を示す資料
- ・調査研究が外部委託である場合、委託契約関係書類

閲覧の注意事項

■閲覧の方法等

1. 閲覧は委員会の職員の立会いのもとで行っていただきます。
2. 閲覧は筆記のみといたします。
3. カメラ及びカメラ付携帯電話並びに録音機その他の機器による複写及び撮影並びに録音はできません。

(1) 閲覧者に対する本人確認

閲覧者が閲覧をするにあたっては、本人であることが確認できる書類を提示していただきます。
※顔写真付の身分証明書(免許証、旅券、住民基本台帳カードなど)

(2) 閲覧の拒否・中止

閲覧事項を不当な目的に利用される恐れや、適切に管理することができない恐れがある場合は閲覧を拒否させていただきます。また、規定に違反したときや委員会の指示に従わない場合は閲覧を中止させていただきます。

(3) 閲覧情報の多目的利用、第三者提供の禁止

閲覧により知り得た事項を、本人の事前の同意を得ないで利用目的以外の目的に利用し、又は事前に申し出た以外の者に取り扱わせることは禁止されます。

(4) 抄本写しの処分

抄本等の写しは、利用目的を達成した後は、裁断または焼却処分してください。

(5) 資料等の返還

閲覧申出者等が平戸市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱に違反したときは、抄本等の写し及び当該写しにより作成した資料のすべての返還を求めることがあります。

(6) 罰則の整備

1. 偽りその他不正の手段により閲覧した場合や多目的利用・第三者提供をした場合、30万円以下の過料が課せられます。
2. 市選挙管理委員会の命令に違反した場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課せられます。